

兵庫県立姫路商業高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立姫路商業高等学校

1 学校の方針

本校の教育方針には、国家社会の福祉に寄与できる高い教養と豊かな人間性、そして思いやりの心をもった産業人の育成を期し、学校・家庭・地域社会相互の連携を深める。また、夢や志を抱く「未来への道を切り拓く生徒」を育み、生徒一人一人が自覚と責任をもって主体的に行動することができる能力と個性の伸長を図るとともに、創造力に富むところ豊かな人間を育成する。

このことを念頭におき、全校生徒が安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合において適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的考え方

本校は、創立 110 年を迎える伝統と歴史ある商業高校として、さらなる飛躍を目指している。校舎は、四季折々の彩りを見せる姫商五山を背に、その姿を映す閑静な四ツ池に面しており、恵まれた美しい自然環境の中、生徒たちが豊かな感性を磨き、創造性を育む絶好の場となっている。

本校では、多彩な学校行事や活発な部活動で、豊かな心、自ら学ぶ意欲、心身の鍛錬、調和のとれた発達や好ましい人間関係を育てている。また、個性を重視した多様な教育課程を編成し、進路や適性等にあわせて系統立てた科目の選択ができるようにするとともに、進学・就職に役立つ各種資格検定試験の取得に向けた学習も行っている。

いじめについては、「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、あらゆる場面を通して命を大切にし、自他の個性と人権を尊重したよりよい人間関係を築き、豊かな人間性と自立する心を育て、教職員と生徒がともに、いじめを抑止し人権を守る土壌を育み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、情報の共有を図らなければならない。いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙 3 年間指導計画

(3) いじめに対する組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合において、正確な実態把握と全体把握のため、情報の収集および記録、関係教職員との情報共有、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態

重大事態とは、以下の場合である。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態への対処

重大事態が起こった場合、校長は、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長を中心として、学校内に「いじめ対応チーム（緊急対策会議）」を設置し、専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。